

## 西東京市子ども子育て審議会保育園あり方検討専門部会最終報告

本部会では、近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化、保育人材不足の急激な深刻化、市の財政の厳しさ等を踏まえ、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する仕組みを構築するため、公立保育園が今後どのように在るべきかについて、5回にわたり検討を行いましたので、その結果を報告します。

### 1 公設公営保育園の役割

公設公営保育園は、各園が保有する経験豊富な職員や、市の組織力を有する公的機関としての特性を活かしながら、下記の役割を担っていくことが求められる。

- (1) 西東京市の直営保育園として、蓄積された人材やその経験・技術を活かして、質を確保した保育を実施する役割  
⇒在園する子どもと家庭の支援
- (2) 児童福祉課題を抱える子ども・子育て家庭の支援機関としての役割  
⇒在園する子どもと家庭も含めた、地域の子ども・子育て家庭の支援  
\*国の「子育て世代包括支援センター」構想にもつながる役割。
- (3) 保育の質を高める機関としての役割  
⇒地域の保育の質の向上、民営保育施設の支援  
\*多様化する施設の質の確保のため、支援・指導・ネットワーク構築等を行う。

### 2 公設民営保育園の民設民営化

市において第4次行財政改革大綱として、保育需要に基づく保育園定員の適正化と平成29年度以降の保育園の民間委託等について定められており、以下のとおり実施していく必要がある。

- (1) 公設民営保育園7園については、委託化による財政削減効果が年々減少していることから、国・都から負担金収入が見込まれる民設民営化（民間移譲）を順次進め、さらなる待機児童対策、保育環境の整備・充実のための財源を確保することが有効と考えられる。
- (2) 民設民営化に伴い財産処分を行うに当たっては、市の財産としての公共性を十分に考慮するとともに、実施に際し当該園の保育及び運営に支障をきたすことがないよう、財産の状況等を総合的に判断し、処分方法を検討されたい。土地・建物については、市が保有しているものと市が都又は都市再生機構（UR）から借り受けているものがある。そのため、市が借り受けている土地・建物を貸付とする場合、貸主が市ではないことがある。財産処分のパターンとしては、次の2パターンが考えられる。
  - ア 土地・建物ともに貸付ける
  - イ 土地を貸付し、建物は譲渡する

- (3) 民設民営化の実施方法を検討するに当たっては、子ども、保護者、職員の負担及び不安に配慮し、公私連携型保育所制度の導入等の対応策について検討されたい。

### 3 公設公営保育園の人材力の活用のために

#### (1) 公設公営保育園の民設民営化の検討

公設公営保育園が新たな役割を担っていくためには、各園の職員体制の充実を図らなければならないが、定員適正化と財源確保の問題から、現状のまま職員体制の充実を図ることは非常に困難である。職員体制の充実を図るためには、公設公営保育園の一部を民設民営化し、それにより余剰職員を確保することも有効と考えられ、本審議会において検討されたい。

#### (2) 基幹型5ブロックの見直しの検討

公設公営保育園が新たな役割を担うに当たっては、現在の基幹型5ブロックでは利用者にとって身近なものとなりやすく、また各園の負担が大きいと考えられる。公設公営保育園は、地域におけるセーフティネットの一翼を担う機関としての役割を果たす必要があることから、現状の基幹型5ブロックを細分化し、適切な公設公営保育園の配置となるよう、ブロック分けの見直しを行う必要がある。また、子育て支援に限らず、西東京市全体で様々な活動主体による網の目の支援が行えるよう、他の福祉ネットワーク（地域包括ケアシステム等）との連携を図ることが望ましい。

新たなブロック分けの検討に当たっては、下記の2点を考慮し、概ね8ブロック程度に分けることが望ましいと考えるが、公設公営保育園の民設民営化とあわせて、本審議会において検討されたい。

- ア 日常的な相談に応じつつ、各種交流・支援を行っていくために、相談者が乳幼児連れであることを考慮しつつ、1ブロック当たりの保育施設が概ね10園程度となること。
- イ ブロックの見直しと合わせて、出張講座の拡充や、母子保健施策等と連携した戸別訪問等のアウトリーチの機能強化による、より身近な相談体制が構築されること。